

(否決)

## 選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書

(発議第1号・原案否決)

憲法24条は「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」を、憲法14条は「法の下での平等」を謳っています。しかし、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。そして、現実には男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的多数です。ところが、女性の社会進出等に伴い、改姓による社会的不便・不利益を指摘されてきたことなどを背景に、「選択的夫婦別姓制度」の導入を求める意見があります。これに対し法務省は、「選択的夫婦別姓制度」の導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題なので、国民の理解のもとに進められるべき」としています。

選択的夫婦別姓について、2016年国連女性差別撤廃委員会は日本報告審査の冒頭で「差別的な法律をなくすよう」勧告しました。「差別的な法律」の一つが「夫婦別姓を認めない同姓強制制度」で、婚姻届けを出した女性の9割以上が夫の姓になっていることから、女性にたいする差別であるとしています。

来年度から実施する「男女共同参画基本計画」の策定に向け、政府の男女共同参画会議は、夫婦が希望すれば、結婚前の姓を名乗れる「選択的夫婦別姓」の制度の導入について、国会の動向などを注視しながら検討を進め、踏み込んだ議論を期待するとした答申をまとめました。それによりますと「婚姻後も仕事を続ける女性が大半となる中、結婚前の氏を引き続き使えないことが支障となっている」という声が出ていると指摘しています。

また、この度選択的夫婦別姓制度について、早稲田大学の棚村政行教授らが本年10月全国の60歳未満の成人男女7千人を対象に尋ねたところ、賛成が7割にのぼったとする調査結果を発表しました。年齢などは人口分布に合わせ、夫婦が別姓を名乗ることについて、自他の区別を明らかにして賛否を調査したもので、調査の結果「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」が35.9%で「自分は夫婦別姓が選べるとよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない」も34.7%だった。「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦も同姓であるべきだ」と回答したのは、14.4%のみで、法改正への賛成派が7割にのぼると分析しました。別姓を選ばず、結婚を諦めたり事実婚にしたりした経験を尋ねたところ、全体では1.3%だったが、20代男性は2.4%と高かった。棚村教授は「夫婦別姓を選択できないことは、男性にとっても大きな問題であり、結婚の権利が侵害されていることが明らかになった。早急に法改正すべき」と結論付けています。

よって女性の社会進出等に伴い、改姓による社会的不便・不利益が指摘されていることから「選択的夫婦別姓制度」の導入を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月4日

青森県議会

(第304回定例会・発議第1号・田名部定男外8名提出)

(否決)

## 気候非常事態に関する決議

(発議第2号・原案否決)

近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、地球温暖化防止のためのパリ協定は、産業革命前からの気温上昇を今世紀末で2度未満、できなければ1.5度未満に抑えることを目指している。1.5度を達成するには、2030年に温室効果ガスの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を今より少なくとも45%減らし50年には実質的にほぼゼロにすることが必要とされる。しかし、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界、そして日本全体で共有し、この危機を克服すべく「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を基本目標に掲げる本県においても一日も早い脱炭素社会の実現に向けた取組を県を挙げて実践していくために、「気候非常事態」を宣言することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和2年12月4日

青 森 県 議 会

(第304回定例会・発議第2号・安藤晴美外4名提出)

(可決)

## 軽油引取税における免税措置の継続を求める意見書

(発議第3号・原案可決)

道路使用に直接関係しない機械等に使用される軽油について軽油引取税を免除する免税軽油制度については、平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が道路特定財源から一般財源化された後も特例措置として存続し、令和3年3月末に適用期限を迎えることになっている。

当該免税措置については、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、スキー場を整備する索道や船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められており、その経営安定に大きく貢献しているところである。当該免税措置が廃止されることになれば、県内で活動する関係事業者の経営に大きな影響を与えるばかりでなく、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、地域経済全体に更なる影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、本県の幅広い産業の経営の安定化を図る観点から、令和3年4月以降、免税軽油措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月9日

青 森 県 議 会

(第304回定例会・発議第3号・田中順造外43名提出)